

担当課：商工部観光局観光振興課
直 通：092-643-3429(内線 3712)
担 当：徳本、駒澤

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの利用期間等の延長について

- 本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け1月28日から「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの宿泊助成や旅行助成等の利用を停止しております。
- 今般、利用者の利便性の向上と観光事業者に対する継続的な支援の観点から、キャンペーンの利用期間等の延長が決まりましたのでお知らせします。

1 利用期間の延長について

宿泊助成や旅行助成等の利用期間を下記のとおり延長します。

(現 行) 令和4年3月25日(金)まで

(延長後) 令和4年4月28日(木)まで

※宿泊の場合は、令和4年4月29日(金)チェックアウトまでが対象です。

2 既販売分のコンビニ宿泊券等の払戻受付期間の延長について

利用停止に伴い、購入者の申し出に応じ実施しております既販売分のコンビニ宿泊券や前売り宿泊券・旅行券の払戻受付について、受付期間を延長します。

詳細は、キャンペーン特設サイトでお知らせします。

(現 行) 令和4年3月14日(月)まで

(延長後) 令和4年4月15日(金)まで

【払戻対象】

- ・「福岡の避密の旅」(第1弾) コンビニ宿泊券

※券面の利用期間が「2020年11月5日(木)～2021年3月1日(月)チェックアウトまで」となっているもの。

- ・「福岡の避密の旅」(第2弾) 前売り宿泊券・前売り旅行券
- ・「福岡の避密の旅」(第3弾) コンビニ宿泊券
- ・「福岡の避密の旅」(第4弾) コンビニ宿泊券

